

京都府公立大学法人教職員定年規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第29条第3項の規定に基づき、教職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の特例)

第2条 次の各号のいずれにも該当する教員が、年齢60年に達した日以降の直近の4月1日から定年年齢に達した日以後の直近の3月30日までの間に退職する場合は、理事会の承認を経て、これを定年とみなすことができる。

(1) 退職手当の算定の基礎となる勤続期間が10年以上である者
(2) 引き続き京都府公立大学法人の大学の学長又は附属病院長に就任するために退職する者その他理事長の要請に応じ退職となる者

2 前項の規定により退職しようとする場合は、退職日の3月前までに退職願を所属学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

3 学長は、前条の退職願を添えて、理事長に退職の内申をしなければならない。

(教職員の定年による退職の特例)

第3条 理事長は、定年に達した教職員が、就業規則第29条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該教職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該教職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

(1) 業務の性質上、当該教職員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。

(2) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該教職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じること。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、理事会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該教職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により教職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該教職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する教職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅したと認めるときは、当該教職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第4条 理事長は、管理監督職（京都府公立大学法人教職員給与規程（京都府公立大学法人規程第15号）第28条第1項に規定する管理職手当を支給される教職員の職をいう。）を占める職員（教員以外の教職員をいう。以下同じ。）で管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）（第6条第1項から第4項の規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職（以下「他の職」という。）への降任又は転任（以下「降任等」という。）をするものとする。ただし、異動期間に、当該職員について他の職への昇任若しくは降任等をした場合又は第3条第1項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第5条 理事長は、他の職への降任等を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第6条 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。
 - (2) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じること。
- 2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、理事会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 理事長は、前2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 理事長は、第1項及び第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等を行うものとする。

(教職員の同意)

第7条 第3条第3項及び第4項に規定する教職員の同意並びに前条第3項に規定する職員の同意は、それぞれ、書面により得なければならない。

(書面の交付)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を記載した書面を教職員又は職員に交付しなければならない。

- (1) 教職員が定年退職する場合
- (2) 第3条第1項の規定により勤務延長を行う場合
- (3) 第3条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 第3条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により教職員が退職する場合
- (6) 第4条第1項及び第6条第4項の規定により他の職への降任等を行う場合
- (7) 第6条第1項及び第2項の規定により異動期間を延長する場合

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項及び第2項の規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日（令和6年3月31日、令和7年3月31日、令和8年3月31日、令和9年3月31日、令和10年3月31日及び令和11年3月31日に限る。）において管理監督職を占めているものに対する第3条の規定の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、附則第2項に規定する職員については、第6条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて理事会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第2項に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とする。

附 則（規程第18-1号）

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（規程第18-2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（規程第18-3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。